

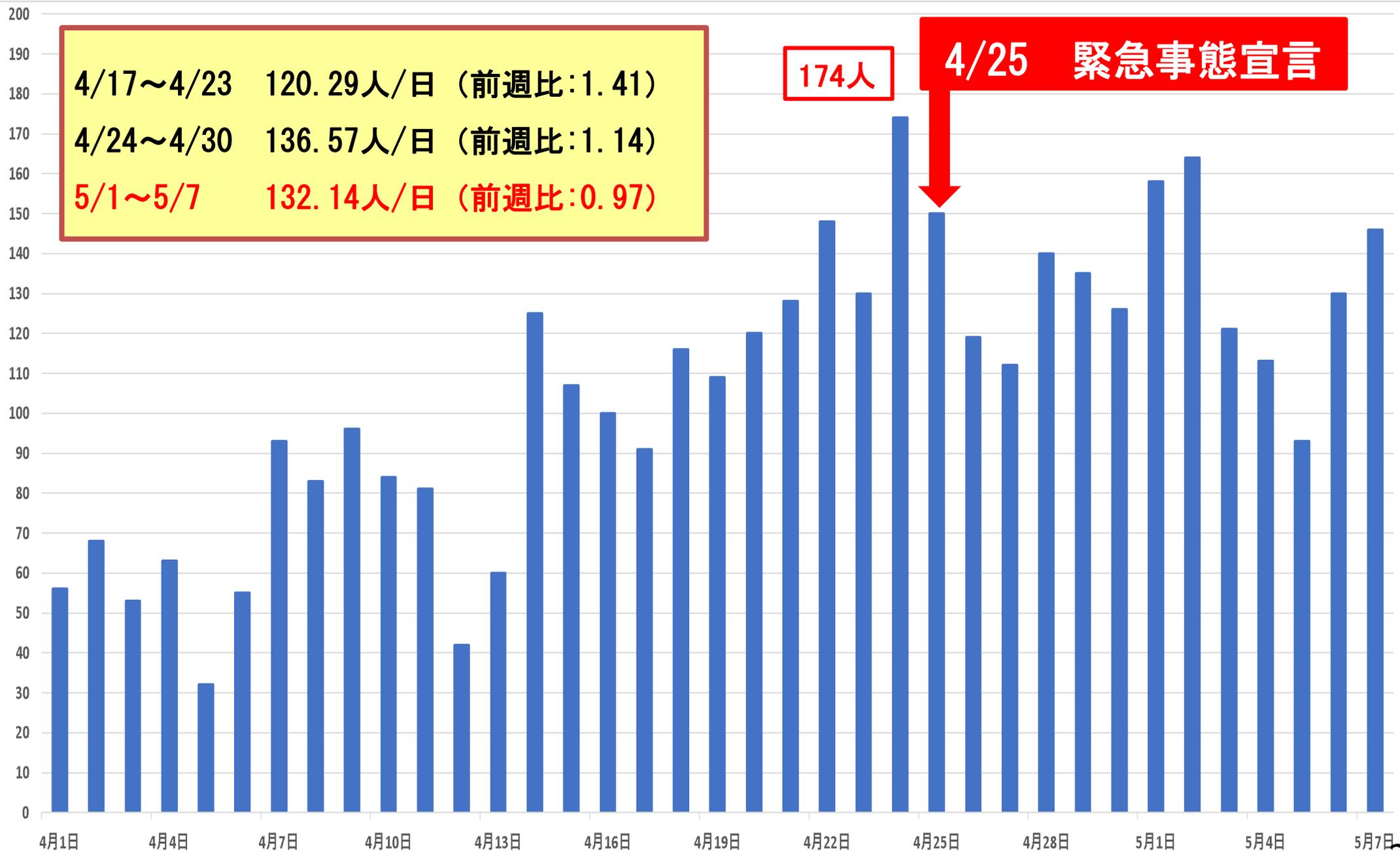
新型コロナウイルス感染症に係る 緊急事態措置(延長)について

令和3年5月7日



京都府知事 西脇 隆俊

前週比は1を切っているが、全く油断は出来ない状況



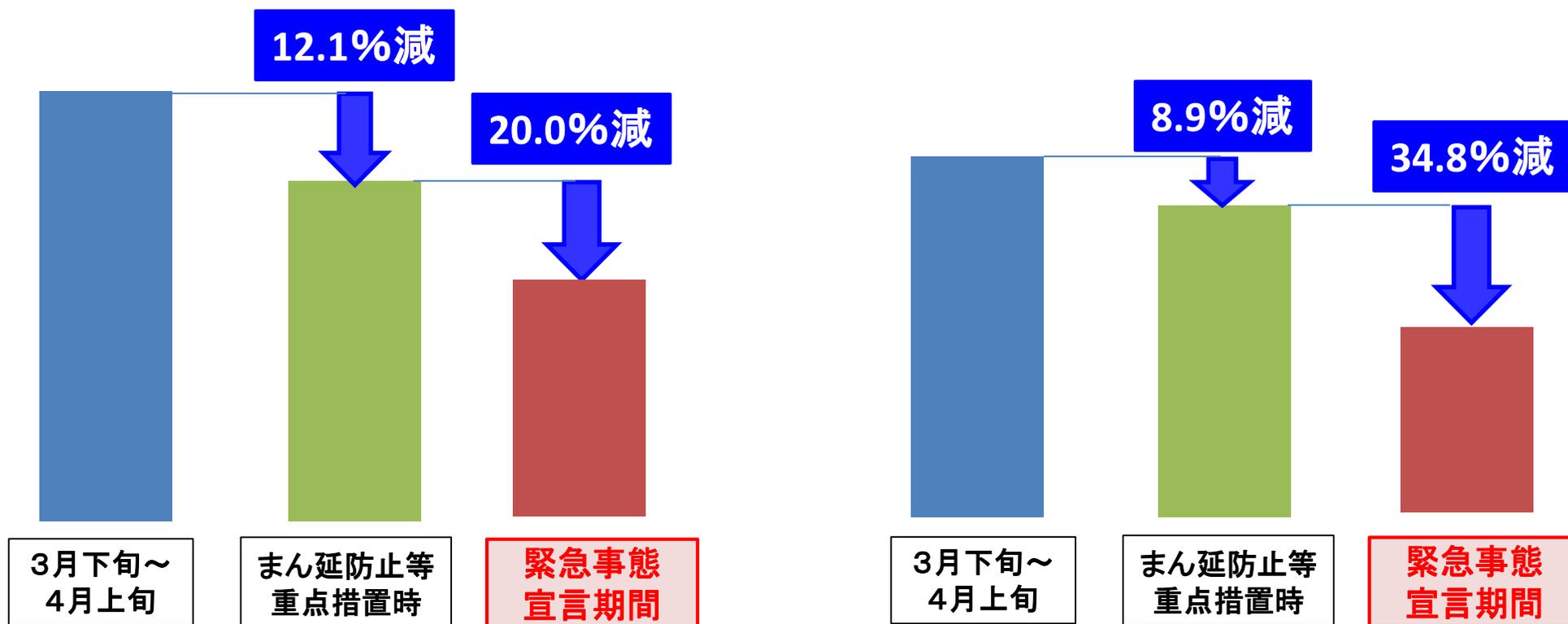
人流面での効果

株式会社Agoop公表資料から、京都府が独自算出
<https://www.agoop.co.jp/>
※詳細は京都府対策本部会議資料参照

JR京都駅周辺(半径500m)における推定人口(日平均)

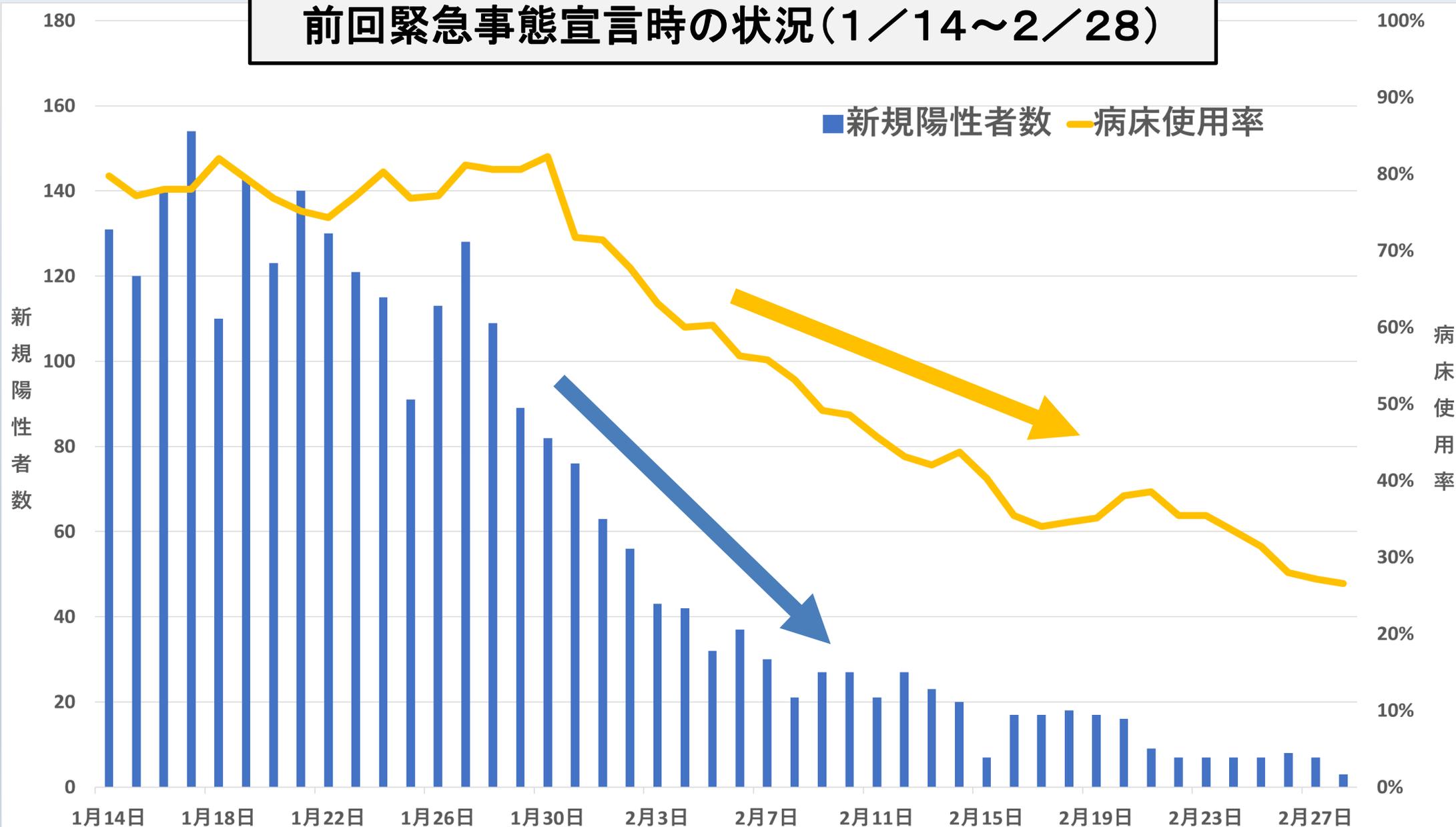
平日

休日

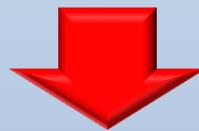


感染者数が減っても病床回復には時間がかかる

前回緊急事態宣言時の状況(1/14~2/28)



- ▶ 緊急事態宣言により一定の効果は出始めている
- ▶ 医療提供体制は引き続き予断を許さない状況
- ▶ 全国では緊急事態宣言等の地域が拡大



総合的に勘案し、一体的生活圏・経済圏を形成する

大阪府・兵庫県と歩調を合わせ **緊急事態措置を継続**



緊急事態措置(延長)の概要

区 域	京都府全域
期 間	現在: 令和3年4月25日(日)0時から5月11日(火)24時まで <u>令和3年5月12日(水)0時から5月31日(月)24時まで</u>

実施内容

1. 外出の自粛等
2. 催物(イベント等)の開催自粛
3. 施設の使用制限等
4. 職場への出勤等事業者への要請
5. 公共交通機関等への働きかけ

1 外出の自粛等

一部変更

特措法第45条第1項

- ▶ 日中も含めた**不要不急の外出・移動の自粛**
 - 特に、20時以降の**不要不急の外出自粛**
 - 混雑している場所や時間を避けて行動
- ▶ 以下の飲食店等の利用は**厳に控えること**
 - 感染対策が徹底されていない飲食店等
 - 休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等
- ▶ **不要不急の都道府県間の移動は極力控えること**

変更

- ▶ **路上等における集団での飲酒などは行わないこと**

特措法第24条第9項

- ▶ 医療機関・高齢者施設等における**面会の自粛**

変更

- ▶ **発熱等の症状がある方は、出勤、登校等は控えること**

2 催物(イベント等)の開催制限を要請

変更

特措法第24条第9項

イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請

人数上限	5,000人以下
収容率	収容定員の50%以下 収容定員が設定されていない場合は、 人と人との距離(1m)を確保
開催時間	21時まで
事前相談	全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるイベントは、事前に京都府相談窓口へメール等に相談

3 施設の使用制限等

一部変更

※ 詳細は京都府ホームページで確認願います

①飲食店等への要請(1)

一部変更

特措法第45条第2項

施設の種類	内 訳	要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)	酒類提供又はカラオケ設備提供をする場合	施設の休止
	【遊興施設】 バー、カラオケボックス※等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	酒類提供又はカラオケ設備提供をしない場合	営業時間短縮 (5時から 20時まで)
	【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)		

※ 酒類提供には、利用者による酒類の店内持ち込みを含む

変更

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理や酒類提供・カラオケ設備使用は自粛を要請

① 飲食店等への要請(2)

一部変更

営業にあたっての要請事項

<特措法第45条第2項に基づくもの>

- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 感染の防止のための入場者の整理及び誘導
- **発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止**
- 手指の消毒設備の設置、施設の消毒
- マスクの着用その他の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- 正当な理由がなくマスクの着用その他の感染の防止に関する**措置を講じない者の入場の禁止**
- 施設の換気
- アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止など感染防止対策を行うこと

<特措法第24条第9項に基づくもの>

- CO2センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守を徹底

<特措法に基づかない働きかけ>

- **入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること**

変更

②飲食店以外への要請(1)

一部変更

(1) 営業時間の休止・短縮を要請する施設

特措法第24条第9項

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	1000㎡以下
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	<p>変更</p> <p>・土日の休業を要請(ただし、生活必需物資の小売り関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)</p>	<p>変更</p> <p>(法に基づかない働きかけ)</p> <p>・営業時間短縮(5時から20時まで)</p>
②運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場	<p>・平日は営業時間短縮(5時から20時まで)</p>	<p>(ただし、生活必需物資の小売り関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)</p>
	ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等		
③遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	<p>(法に基づかない働きかけ)</p> <p>19時までの営業時間短縮</p>	<p>・入場整理</p>
④サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		

※ 酒類提供には、利用者による酒類の店内持ち込みを含む

変更

②飲食店以外への要請(2)

一部変更

特措法第24条第9項

(2) イベントに準じた取扱いを要請する施設(施設規模に関わらず要請)

施設の種類	内 訳	要請内容
①劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム、ライブハウス 等	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">変更</div> <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限 5,000人かつ収容率 50%以内 ・営業時間 21時まで (イベント開催以外の場合は20時) など
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
③ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
④運動施設、遊技施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限 5,000人かつ収容率 50%以内 ・営業時間 1000㎡超は20時までを要請 (1000㎡以下は20時までを働きかけ) など
⑤博物館等	博物館、美術館 等	
⑥結婚式場	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(5時から20時まで) (法に基づかない働きかけ) ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内
⑦葬祭場	葬祭場	

特措法第45条第2項

※ 酒類提供には、利用者による酒類の店内持ち込みを含む

変更

②飲食店以外への要請(3)

一部変更

(3)その他

特措法第24条第9項

施設の種類	内 訳	要請内容
①社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	オンラインの活用
②学校、大学、 学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の自粛 ・オンラインの活用 ・学校教育活動を行うにあたって感染防止策を徹底
③図書館	図書館	(法に基づかない働きかけ) 適切な入場整理
④商業施設	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド等	感染防止対策の徹底
⑤サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	生活必需サービス(理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等)を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛

※ 酒類提供には、利用者による酒類の店内持ち込みを含む

変更

4 職場への出勤等事業者への要請

一部変更

特措法第24条第9項

- ▶ **出勤者数の7割削減**を目指す
 - ・ 在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等
- ▶ 事業継続に必要な場合を除き**20時以降の勤務を抑制**
- ▶ 出勤時は、**時差出勤や自転車通勤**などを強力に推進
- ▶ **職場における感染防止の徹底** 変更
 - ・ 事業場の換気励行
 - ・ テレビ会議等の活用により出張による従業員の移動を減らす
 - ・ **職員寮等の集団生活の場**における感染防止の徹底
- ▶ 居場所の切り替わり(**休憩室、更衣室、喫煙室等**)に注意
- ▶ 職場や店舗等における**業種別ガイドライン等の実践**
- ▶ **重症化リスクのある方へのテレワーク等の配慮**

(参考) 出勤者数の7割削減に向けた支援策

▶ 「テレワーク推進センター」による相談

- ・ テレワークに適した業務の相談やリモート会議等を伴走支援
- ・ 新たに専門家(中小企業診断士)を配置
- ・ TEL: 075-746-5252 (平日 9時から17時)

▶ 多様な働き方推進事業費補助金(テレワークコース)による支援

項目	概要
補助対象事業等	テレワークの導入経費(機器のレンタルや購入、研修等経費)
補助率・補助額	中小企業: 1/2以内、補助上限50万円 小規模企業者: 2/3以内、補助上限50万円

営業時間短縮等に対する支援

**特措法に基づく休業及び営業時間短縮の
要請に応じた施設等に対しては支援を行う**



緊急事態措置に関する問い合わせ

京都府緊急事態措置に関する府民や事業者等の問い合わせ先

- ▶ **緊急事態措置全般及び営業時間短縮等について**
京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター
TEL:075-414-5907 (平日9時から17時)
※5月8日(土)、9日(日)は開設
- ▶ **協力金については、制度の詳細が決まり次第、
京都府ホームページに掲載します**

感染拡大を防ぐ基本的な取組

1 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を！

継続実施

【基本的な感染予防対策の徹底】

- ▶ マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保
- ▶ 3密（密閉、密集、密接）の回避

【人と人との接触機会を減らす】

- ▶ 各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動

【飛沫感染の防止】

- ▶ ウイルスは主に鼻と口から入ります
- ▶ 会話の時は必ずマスクを正しくしましょう！

2 飲食機会の感染予防の徹底

継続実施

【府民1人ひとりに対し要請】

- ▶ 飲食時の「きょうとマナー」の徹底
- ▶ 宴会や家族以外の
ホームパーティー・飲酒は控える
- ▶ 外食時は、1人で「個食」、
黙って「黙食」

飲食時の「きょうとマナー」にご協力を！

適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！

会話の時はマスクを着用！

食事前、退店時には手指消毒を！

お店では大声で話さないでください！

2時間、4人までを目安に！

5つのマナーが「京都の食文化」を守ります！

京都府

3 職場における感染予防の徹底

項目追加

- ▶ 在宅勤務の活用等により「出勤者の7割削減」を目指す
- ▶ 時差出勤やオンライン会議等、
あらゆる場面で人と人との接触機会を減らす
- ▶ CO2センサーの設置や施設の換気を励行する
- ▶ アクリル板の設置などの感染防止対策を講じる
- ▶ 休憩スペースや更衣室の対策も徹底する